

令和5年度 第1回 四條畷市環境審議会 議事摘録

- 日 時 令和5年7月6日(木) 10:00～11:00
- 場 所 四條畷市役所 本館3階 委員会室
- 出席委員 = 12名 : 花嶋会長、藤本委員、若松委員、島委員、高岡委員、鈴木委員、松田委員、富田委員、奥村委員、鮫島委員、葛城委員、中塚委員
- (欠席委員 = 2名 : 中川副会長、藤原委員)
- 傍聴者 = 0名
- 事務局 = 7名 : 東市長、笹田市民生活部長、杉本市民生活部副参事兼生活環境課長、笠井市民生活部生活環境課主任、林市民生活部生活環境課主任、松永市民生活部生活環境課主査、吉田市民生活部生活環境課事務職員

※議事に直接関係ない内容につきましては、省略しております。

担当	内容
事務局	<p>定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまから、令和5年度第1回四條畷市環境審議会を開催いたします。</p> <p>本日の議事に入るまでの間、司会進行を務めさせていただきます生活環境課の松永と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、議事に入ります前に、机前にお配りしている議事資料の確認をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 会議次第・ 四條畷市環境審議会規則 <p>議事資料につきましては、以上でございます。</p>

また、議事資料ではございませんが、参考資料として「四條畷市環境審議会委員名簿」を併せてお配りしております。

本日、中川副会長、藤原委員におかれましては、所用のため欠席させていただくとのご連絡をいただいております。

したがいまして、審議会委員総数14名中、出席委員12名、欠席委員2名でございます。以上により、審議会委員総数の過半数の出席をいただいておりますので、四條畷市環境審議会規則第4条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立していますことをご報告させていただきます。

まず始めに、審議会の開催にあたり、東市長よりご挨拶申し上げます。

市長、よろしく申し上げます。

－ 市長あいさつ －

ありがとうございました。

それでは、次に令和5年度四條畷市環境審議会委員のご紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

四條畷市環境審議会規則第2条第1号委員の「市議会議員」から、

ふじもと みさこ
藤本 美佐子 委員でございます。

わかまつ まさはる
若松 正治 委員でございます。

しま こういち
島 弘一 委員でございます。

次に、同条第2号委員の「学識経験を有する者」から、

はなしま あつこ
花嶋 温子 会長でございます。

本日、ご欠席されておりますが、なかがわ れいこ
中川 玲子 副会長でございます。

たかおか だいぞう
高岡 大造 委員でございます。

すずき やすふみ
鈴木 靖文 委員でございます。

次に、同条第3号委員の「市民の代表」から、

まつだ よしえ
松田 由枝 委員でございます。

とみた あつこ
富田 惇子 委員でございます。

おくむら ふさこ
奥村 房子 委員でございます。

東市長

事務局

^{さめしま}鮫島 ^{じゅんこ}淳子 委員でございます。

次に、同条第4号委員の「関係機関の職員」から、

^{かつらぎ}葛城 ^{まみこ}真美子 委員でございます。

^{なかつか}中塚 ^{たけし}武司 委員でございます。

本日、ご欠席されておりますが、^{ふじわら}藤原 ^{よしなお}吉直 委員でございます。

以上でございます。

なお、若松委員、中塚委員におかれましては、今回から新たに委員にご就任いただいておりますので、併せてご紹介させていただきます。

各委員の皆様におかれましては、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

市民生活部長 笹田です。市民生活部副参事兼生活環境課長 杉本です。同じく主任の笠井です。同じく主任の林です、同じく事務職員の吉田です。同じく主査の松永です。

よろしくお願ひいたします。

次に、傍聴についてお伺ひいたします。

本日の会議については、非公開とする理由は、特にないと考えられますので、傍聴を許可することに致したいと思ひますが、いかがでしょうか。

— 「異議なし」の声あり —

ありがとうございます。

しかしながら、現在、傍聴希望者はおられませんので、傍聴希望者が来庁され次第、随時入場していただきます。

それでは、会議を進めてまいりたいと思ひますが、これより議事進行につきましては、四條畷市環境審議会規則第4条第1項の規定により、花嶋会長にお願いしたいと存じます。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

花嶋会長	<p>これより、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議事に入ります。</p> <p>まず、案件（１）「環境衛生施策の検討について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、案件（１）について説明させていただきます。</p> <p>環境衛生施策の検討につきましては、本市の家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託の契約方法のあり方について、ご検討いただければと考えております。</p> <p>本市では、一般家庭から排出される一般廃棄物の収集と運搬に関しましては、市内を３地区に分け１地区１業者による契約として、３業者とそれぞれ随意契約により契約を締結しています。他の自治体は、委託契約の場合は、随意契約もあれば入札による契約もございます。</p> <p>本市の今後の契約方法について、随意契約による方法が適切なのか、また入札による契約方法が適切なのかという事につきまして、ご意見を賜りたいと考えております。</p> <p>以上、こちらの案件につきましては、市長から本審議会へ諮問をさせていただき、今後、ご意見等を賜ってまいりたいと考えております。</p> <p>それでは、市長よろしく申し上げます。</p> <p><市長が前へ移動></p> <p><市長が諮問書を読み上げ></p> <p><市長が諮問書を花嶋会長へ手渡し></p>
事務局	<p>ありがとうございました。花嶋会長、どうぞご着席ください。</p> <p>なお、市長はこの後公務がございますので、これで退席させていただきます。</p>

	<p>〈市長退席〉</p> <p>それでは、花嶋会長、よろしくお願ひいたします。</p>
花嶋会長	<p>ただいま、市長から諮問を受けましたので、本審議会において、今後検討を行っていく訳ですが、これからの進め方について、事務局から引き続き説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>市内で発生する一般廃棄物、いわゆるごみのことですがけれどもこの収集は市の責務とされており、生活環境の保全と公衆衛生の維持のために市民生活に欠かすことができません。</p> <p>先ほども申し上げましたとおり、ごみの収集業務については、随意契約により民間業者に委託しております。</p> <p>狭い道路が多い四條畷市に於いて、現在実施している戸別収集やごみ排出弱者への支援を今後も実施するなど、安全で安定した収集業務を将来にわたり継続して実施することが、本市の清掃行政にとって重要な責務となっております。</p> <p>今後、将来にわたって安定した市民サービスを提供する中で、本市に於ける今後のごみ収集の適正且つ合理的な契約のあり方の検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>以上のことをふまえて、「専門部会」を設置し、そちらにて何度かご議論、ご検討いただいた後、最終的に審議会の会議にて答申をいただきたく考えております。</p> <p>私からは以上です。会長、よろしくお願ひします。</p>
花嶋会長	<p>ただいま、事務局から説明を受けましたが、何か、ご意見・ご質問はありますか。</p>

	<p>〈富田委員挙手〉</p>
富田委員	<p>随意契約と入札による契約のそれぞれのメリットとデメリットを教えてください。</p>
事務局	<p>契約方法につきましては、入札と随意契約による契約がございます。まず入札による契約のメリットは、条件に合うところで一番安い金額を示した業者と契約することになりますので、契約の金額が安くなるのがメリットとなります。随意契約のメリットは、こちらが指定した業者と契約しますので、地域や業務内容を熟知している、市としましては、市内の道路事情などを一番良く知っている業者と契約が出来るのが最大のメリットになります。</p> <p>ただ、入札と比べて、金額に競争が働かないため、入札の金額に比較対象がなく高いのか安いのか分からない、どうしても金額が高額になりやすいこともあります。また、高額かどうかの判断が難しい部分もあります。</p>
富田委員	<p>入札のデメリットは、いかがですか？</p>
事務局	<p>入札のメリットは安いということになりますが、逆に安ければ良いという考えになってしまいやすいということがデメリットです。そのために安かろう、悪かろうということになり兼ねないです。</p>
富田委員	<p>ありがとうございました。</p>
花嶋会長	<p>他になにかありますでしょうか。</p>
	<p>〈藤本委員挙手〉</p>
藤本委員	<p>現在、市内を3地区に分けて、随意契約で行っていると思いますが、随意</p>

事務局	<p>契約を行っている理由、また入札を実施しようと思ったが、応募企業が少なかつたために随意契約にしたのか、もしくは市の要望によって随意契約にしたのか、その経緯を教えてください。</p> <p>入札ではなく随意契約であることについては、ごみ収集業務というのは地域に密着しているという点がありますので、地域の事情を理解しており、市内を熟知している業者を選定できるというのが大きな理由となります。また本市におきましては、直営では実施しておりませんでしたので、収集業務におきましては、入札または随意契約のどちらかの方法で契約を行ってきたという経緯があり、より地域に密着したごみ収集業務を考えうえて、随意契約を行ってきたという理由が大きいかと思います。</p> <p>また先ほどのメリット、デメリットについて補足させていただきます。入札に関しましては、競争性・透明性・公平性というのが保てるのがメリットです。随意契約は地域に密着している業者を選べるという点がメリットとなります。ただ、入札のデメリットは不誠実な業者が通ってしまうという点が考えられます。随意契約のデメリットは、価格が不透明で適正価格かどうかの判断が難しいところです。以上です。</p>
花嶋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>〈藤本委員挙手〉</p>
藤本委員	<p>今の事務局の説明にさらに補足をいたします。随意契約については、もう一点メリットがあり、入札手続きがないため、契約に要する時間を大変、短くすることが出来るという点があるかと思います。以上です。</p> <p>〈若松委員挙手〉</p>
花嶋会長	<p>では引き続き、若松委員お願いします。</p>

若松委員	<p>随意契約で選んだ業者の方が地域を良く知っている、熟知しているという点については、四條畷市は狭い道も多く、坂も多いので大変理解できます。そのようなことから随意契約でいだろうという部分ではありますが、一方で入札による価格的な透明性という部分になると、随意契約にした場合にこの価格が実際どうなのか、例えば同じ面積をもつような市や、人口が同じような行政区の価格と照らし合わせて、価格が適正なのかは随時、確認していく必要があると思いますが、そのように、価格を確認していくという形を現在は実施していますか。</p>
事務局	<p>今のご質問につきまして、私どもの方では、適正と思われる価格を算定していますが、今仰っていただきました面積・人口に対して他自治体でどれだけの金額なのかは把握しておりません。今後、専門部会で議論していただく中で、ただ今、仰られたような他自治体における情報の収集にも努めていければと考えております。</p>
花嶋会長	<p>ありがとうございます。他にありますか。</p> <p>〈島委員挙手〉</p>
島委員	<p>随意契約で実施しているごみの収集について、今は何年目でしょうか。元々拠点収集を実施されていたかと思いますが、今は戸別収集になっていると思います。そのあたりはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>拠点の回収というのは現在のところ、上田原地区と下田原地区をごみの集積場所として実施していただいています。その他については、基本的には、戸別収集を以前から変わらず実施しておりますが、狭隘な道路があるところにつきましては、ステーション方式という形でごみの収集を行っている状況となります。</p>

	<p>また、元々2社でごみの収集を実施しておりましたが、平成27年にもし2社のどちらかに、今回の新型コロナウイルス感染症拡大のような緊急事態の際に、1社で四條畷市内全てのごみを処理出来ないという状況を考え、2社から3社のプロポーザル方式で業者を1社増やした経緯がございます。それにより今まで2社でやっていたところが3社になったので、その内1社に何か問題が発生し収集出来ない場合でも、2社であれば対応が可能だという判断のもと、3社に増やしたという経緯がありますので、そのような点もご理解いただければ結構かと思えます。</p>
花嶋会長	<p>ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>〈藤本委員挙手〉</p>
藤本委員	<p>福祉の方も兼ねてくると思いますが、私は上田原地域に住まいしており、集積所での収集になっています。生活環境課にも何度かご相談しておりますが、ごみ収集所までご高齢の方が生ごみや瓶・空き缶のような重いごみを運ぶことができません。月に1度か2か月に1度、ほかの場所にお住まいの家族が帰って来られるまで、ごみをためっぱなしにしているので、虫がわいてしまい衛生的にも悪い環境になってしまっていると、伺っておりました。</p> <p>そしてそもそも、パッカー車が入りません。また小型のパッカー車も入れないような所が多いです。そういう場所についても、今回は考えていただいているのでしょうか。</p>
事務局	<p>そのことにつきましては、体の不自由な方、要介護が必要な方、障がいのある方につきましては、一昨年からふれあい収集という形で、収集員がパッカー車を停めて、ご自宅まで取りに行くサービスを始めております。障がいの程度にもよりますが、ご自宅まで取りに行くという事を行っております。それには要介護の状況であるなど、様々な条件はあるのですが、その条件をクリアしていただければ、収集員がご自宅までごみを取りにお伺いするとい</p>

藤本委員	<p>うサービスを始めております。そのため、今回、随意契約・入札どちらになるにしろ、そのサービスは引き続き続けていきたいと考えております。</p> <p>ふれあい収集については、要介護2からであると存じております。障がいがある方や体をご不自由な弱者と呼ばれるような方のごみ回収ですが、私が言っているのは自立されている方です。自立している高齢者の方で、85歳、87歳というような形で一人住まいの方がたくさんいらっしゃいます。そういう方が、パッカー車が入って来られないような場所のごみをどうしたらいいかということをお話しています。相談してから1年ほど経っておりますが、福祉の方と、どのように解消していくのかどうかをお伺いしたいです。</p>
花嶋会長	事務局をお願いします
事務局	<p>お話は以前よりお伺いしておりますが、困難な点もございます。年齢で設定する、例えば85歳以上でご自宅にごみを取りに行きますというかたちになると、数がかなり増えてしまう。ですからそこは判断が難しい点です。今後も引き続き検討をしておりますが、自立している健常者の方であれば出来る限りはごみ集積場まで出していただければと存じます。しかしながら今後はさらに高齢化も進むと予測されますので、どの程度の高齢者がいらっしゃるのか、ごみ集積所から離れたところにしても、何メートル離れたら取りに行くのか等を含め、どのように対応ができるか否かを考えていきたいとおもいますので、もう少しお時間をいただけますでしょうか。</p>
藤本委員	<p>何回も申し訳ありません。田原台の方は戸別回収になっているかと存じます。上田原・下田原は田原台の各戸建の距離より、かなり距離が離れています。且つ集積所での収集になっているので、不安定な様子で一輪車やバイクでごみを運んでおり、悪戦苦闘されています。なぜ田原台は戸別回収で上田原・下田原はそうでないのか、簡単に教えてください。</p>

事務局	<p>元々は田原台ができるより以前、上田原・下田原は狭隘な道路が多く、上田原・下田原地区からの要望でステーション収集するにあたり、ごみの収集箱につきましては、市から補助金を出しております。そのような経緯があり、その後に田原台が出来ました。田原台については、すべての道路が広いので、パッカー車による回収が可能になりました。要するに、地区からの要望により実施いたしましたという事になります。</p>
花嶋会長	<p>ありがとうございます。何か他にございますか。</p>
奥村委員	<p>人によれば、90歳であっても一人暮らしで買い物もして生活している人もいます。それであれば、ごみも持っていけるかと思えます。私のところは二人家族ですが、1回あたり小さい袋に分ければ生ごみの持ち運びは可能です。一人暮らしであれば、それほど大きなごみにならず、また瓶の飲み物もそれほど飲まないのではないかと思います。どこかで妥協しないと、年齢だけで区切るのはよくないのではないかと思います。介護が必要な人であれば理解できますが、80歳過ぎて歩行困難であればヘルパーがついたりすると思いますが、それが不要な元気な方であれば、ごみを持っていけるのではないかと思いますので、仰られているように、ごみの持ち運びがそれほど困難なことなのかなと思います。</p>
藤本委員	<p>私が年齢を出してしまったため、誤解が生じてしまったのかなと思います。年齢に関係なく、自立の方ということです。地域によって様々だと思いますが、上田原・下田原の方は、庭などで食べる野菜などを作っている方もいらっしゃいます。野菜を作れるくらいであれば、健康ではないか、と思われるかも知れませんが、リハビリの代わりに作っておられます。生ごみなども量が多く、私も何度か見に行いましたが、除草後の生ごみも結構重たいですねという話を聞いたところ、そのようなご意見があったということです。なので、今回もそのようなご意見に沿った契約をしていただけるのか、という</p>

	<p>ところでお伺いをしました。少し分かりにくい説明で申し訳ありません。</p>
花嶋会長	<p>ありがとうございました。では先ほど、挙手されていた中塚委員お願いします。</p>
中塚委員	<p>入札と随意契約につきましては、専門部会の中で議論されるのかと思いますが、1点聞いておきたいことがあります。先ほど、入札につきましては公平性や透明性などの話をしており、今3地区で3業者の方と契約をしているとの事ですが、四條畷市内に収集業者は何社ありますか。多くの中で、この3社を選別しているのか、3社しかなく全ての市内の業者を対象として契約しているのか、もし今3社しかないけれどもこれから回収業者が増えた場合、そこと契約して4社になるのか等その考え方を教えていただければと思います。</p>
花嶋会長	<p>では事務局お願いします。</p>
事務局	<p>本市ではごみの収集について、3地区3業者で契約しておりますが、市内に存在するごみの収集業者は3業者と認識しております。そのため、その3業者と契約しているということになります。</p>
中塚委員	<p>もし1社増えれば、4社と契約することになるのですか。</p>
事務局	<p>先ほど申し上げましたように、平成27年の時に2社から3社に増やすという形で、プロポーザルを実施いたしました。その際に様々な応募がありましたが、四條畷市内の業者3社が最終的に残り、その3社で現在契約をしています。そして、先ほど経緯を説明いたしましたとおり、1社に何かあった場合に残りの2社で対応できる、という点で、ごみの収集が滞らないように実施できるという目的のため、2社から3社に増やしました。そのような経緯から、対象の業者が1社増えたからといって、すぐに4社に増やすという</p>

	<p>事につきましては、困難な部分もあるかと思いますが、そのような場合はあらためて環境審議会に諮りたいと存じます。</p>
中塚委員	<p>そうなると、新しく参入された収集業者が何故、自社だけ入れないのかという話になるのではないかと思いますので、明確なルールなどを作っていけばよいのではと思います。意見として述べさせていただきます。</p>
花嶋会長	<p>ありがとうございました。他にありますか。</p> <p>〈高岡委員挙手〉</p>
高岡委員	<p>システムに関する質問ですが、例えば四條畷市の3社でごみの収集した場合、交野市にある焼却施設で処理をされるかと存じます。入札行い、他地域の業者が入ってきた場合については、そのごみはどこで処理されますか。</p>
花嶋会長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>契約の方法が随意契約であれ入札であれ、四條畷市のごみの収集を委託することになりますので、契約の方法が変わるだけになります。そのため、ごみの収集方法や、処理をするための運搬先を変更する訳ではありません。</p>
高岡委員	<p>他市の業者であったとしても、その市が他の焼却施設をもっていたとしても、契約した場合は現在の交野市にある施設で焼却するということですか。</p>
事務局	<p>あくまでも、四條畷市の一般家庭のごみの収集を四條畷市が委託をするということになりますので、四條畷市から出たものは、仰られているように、四交クリーンセンターに運搬して同じように処理をするということです。ただ、契約の方法が随意契約なのか入札なのか、契約にいたる方法が変わるだ</p>

花嶋会長	<p>けとなります。</p> <p>よろしいでしょうか。他にご意見ありますでしょうか。</p> <p>なければ次に、案件（２）「専門部会の設置及び部会委員の選任について」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>案件１「環境衛生施策の検討について」でご説明したとおり、家庭系一般廃棄物運搬収集運搬業務委託の契約方法のあり方について、この内容をより専門的に検討するため、資料２「四條畷市環境審議会規則」第５条に規定されております「専門部会」を設置、及び専門部会委員を選任したのちに、議論をいただき、最終的に審議会の会議にて答申をいただきたいと考えております。</p>
花嶋会長	<p>先ほど事務局から説明があったとおり、専門部会を設置し、専門部会委員を選任した上で、専門部会にて計画案の検討を行っていくという形で今後進めてまいりたいと考えますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>— 「異議なし」の声あり —</p>
花嶋会長	<p>専門部会の設置についてご異議等が無いようでしたら、次は専門部会委員の選任ということですが、事務局の方で専門部会委員の案はありますか。</p>
事務局	<p>事務局案としましては、本審議会の同条第２号委員である鈴木 <small>すずき やすふみ</small> 靖文委員、同じく同３号委員である富田 <small>とみた あつこ</small> 惇子委員、外部より近畿大学 経済学部 経済学科 准教授 <small>いしむら ゆういち</small> 石村 雄一氏の計３名の方に専門部会委員をお願いしたいと考えております。</p> <p>なお、この３名の方につきましては、就任についてのご内諾をいただいております。</p>

花嶋会長	<p>また7月号広報誌にて募集をおこない、事務局で選考をおこなったのち、計2名の市民に専門部会委員をお願いしたいと考えております。</p> <p>加えまして契約における適正なあり方を検討するため、法律に関する専門的知識を有する委員の委嘱を現在、生活環境課にて検討しておりますがいかがでしょうか。</p> <p>ただいま、事務局から専門部会の委員の案が示されましたが、専門部会の委員として選任することによろしいでしょうか。</p>
	<p>— 「異議なし」の声あり —</p>
花嶋会長	<p>専門部会の開催スケジュールについては、事務局で考えておられますか。</p>
事務局	<p>専門部会については、8月から開催し、全3回程度を考えております。</p> <p>その後は、2月頃に開催予定の第3回環境審議会において、専門部会から報告をもとに、本日の諮問に対する答申案のご審議を行っていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
花嶋会長	<p>ただいま、事務局から説明を受けましたが、何か、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>〈発言なし〉</p> <p>それでは他に全体についてご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>〈発言なし〉</p> <p>ないようですのでそれでは最後に、案件(3)「その他」について、事務局の方から何かありますか。</p>

事務局	<p>事務局の方からは、環境審議会の今後の開催スケジュールですが第2回を10月ごろ、内容としましては、環境基本計画となわての環境の内容についてと専門部会の進捗状況、第3回を2月ごろに開催を予定しております。</p>
花嶋会長	<p>それでは、他にご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>〈発言なし〉</p> <p>ありがとうございました。他にご意見・ご質問ありませんか。なければ、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局に司会をお返しいたします。</p>
事務局	<p>本日は、お忙しいなか、本会議の開催にご協力をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>これにて、令和5年度第1回四條畷市環境審議会を終了いたします。</p>